平成２７年（フ）第３１号
兵庫県姫路市古二階町98番地
破産者　坪田糸株式会社
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市菜切山町38番地の２
破産者　株式会社近託
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７４号
兵庫県芦屋市伊勢町９番９号
破産者　有限会社プラス
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７７号
福岡市中央区高砂１丁目９番３号
破産者　株式会社Ａ＆Ｄ　ＣＲＥＣＥＲ
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１３号
札幌市西区二十四軒１条３丁目４番地
破産者　株式会社丸崎商店
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３４号
北海道江別市幸町20番地の13
破産者　丸惣本間工業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９３号
栃木県鹿沼市武子539番地23
破産者　株式会社関東リョーワ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
山梨県山梨市上神内川1049番地３
破産者　株式会社レッツ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５５号
神奈川県横浜市中区寿町３丁目11番地８　第三港館207号室、開始決定時の住所横浜市磯子区洋光台３丁目１番１号
破産者　滝井清一郎
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
石川県白山市村井町698番地１
破産者　石川中央交通株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０６号
愛知県安城市篠目町新郷87番地１
破産者　株式会社高速
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２７年（モ）第３０３２号
（平成２７年（フ）第２５号）
埼玉県深谷市東方3684番地19（破産開始決定時の住所　埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418）
破産者　本山喜美代
破産手続開始決定日　平成27年３月２日
平成27年12月９日
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００３号
山形市旅篭町２丁目５番12号
清算株式会社　株式会社ワイ・ジー・エイチ
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（ヒ）第２０５９号
東京都千代田区猿楽町２丁目８番16号
清算株式会社　トゥモロー・ライン株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２７年（再）第１号
北海道古平郡古平町大字浜町467番地７
再生債務者　吉野　浩次
主文　平成27年３月27日にした監督命令を取り消す。
平成27年12月９日　札幌地方裁判所小樽支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
鹿児島県奄美市笠利町大字手花部353番地１
再生債務者　奄美クルマエビ株式会社
1　決議に付する計画案　平成27年12月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成28年１月22日午後２時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年１月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年１月15日
平成27年12月11日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
北海道古平郡古平町大字浜町467番地７
再生債務者　吉野　浩次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月７日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年12月９日　札幌地方裁判所小樽支部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
大阪市北区西天満２丁目８番１号（認可決定時本店所在地　神戸市東灘区魚崎浜町27番地24）
再生債務者　ＰＮＳ生コンクリート株式会社（認可決定時商号　神戸フェニックス生コンクリート株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成27年12月９日
神戸地方裁判所第３民事部